

募集要項

【企画競争方式】

件名：2018年度第1回
開発途上国の社会・経済開発のための
民間技術普及促進事業

2018年5月14日
独立行政法人国際協力機構
民間連携事業部

目次

| | |
|-----------------------------|-----------|
| 第1 事業の背景・目的 | 1 |
| 1. 事業の背景..... | 1 |
| 2. 事業の目的..... | 1 |
| 第2 募集内容 | 3 |
| 1. 案件名..... | 3 |
| 2. 参加資格要件等..... | 3 |
| 3. 本制度の対象外となる提案..... | 5 |
| 4. 募集件数..... | 6 |
| 5. 応募勸奨分野..... | 6 |
| 第3 選考の流れ | 7 |
| 1. 全体スケジュール..... | 7 |
| 2. 応募書類の提出..... | 7 |
| 3. 提出された応募書類の扱い..... | 9 |
| 4. 企画書の選定結果（採択・不採択）の通知..... | 9 |
| 5. 採択案件の公表..... | 9 |
| 6. 相手国政府の意向確認..... | 10 |
| 7. 契約交渉..... | 10 |
| 8. お問い合わせ..... | 11 |
| 第4 本事業の内容 | 13 |
| 1. 本事業対象国..... | 13 |
| 2. 本事業対象分野..... | 14 |
| 3. 本事業の内容..... | 15 |
| 4. 本事業実施期間..... | 16 |
| 5. 本事業経費..... | 16 |
| 6. 採択後及び本事業実施中の提出物..... | 17 |
| 7. 本事業実施上の条件..... | 18 |
| 第5 経費見積・支払 | 23 |
| (別添資料) | 24 |

別添：民間連携事業及び中小企業海外展開支援事業 経理処理（積算）ガイドライ

ン

様式 1. 見積金額内訳書

様式 2. 見積金額内訳書明細

様式 3. 企画書

様式 4. 提案者情報

様式 5. 企画競争申込書

様式 6. 書類受領書

様式 7. 質問書

参考資料 1. 審査基準

参考資料 2. 契約書雛型

参考資料 3. 協議議事録雛型

FAQ（よくあるご質問と回答）

第1 事業の背景・目的

1. 事業の背景

開発途上国の経済成長と持続的な社会発展・貧困削減における民間企業の役割は重要であり、JICAでは2008年の民間連携室（現在は、民間連携事業部）設立以降、協力準備調査（BOP ビジネス連携促進、PPP インフラ事業）、途上国の課題解決型ビジネス（SDGs ビジネス）調査、中小企業海外展開支援等の事業を開始し、途上国開発に有効な我が国民間企業の技術との連携強化に取り組んでいます。

また、日本政府は、2013年に「日本再興戦略」、「インフラシステム輸出戦略」を発表し、我が国企業の積極的な国際展開を促進するため、「企業のグローバル競争力強化に向けた官民連携の推進」が掲げられ、本邦研修や専門家派遣等を行い、我が国民間企業の技術や事業経験等の開発途上国への活用方法を検討していくこと、さらには官民一体となり我が国企業の技術力や質の高いサービスへの理解を相手国政府関係者等に促していくことが求められています。

インフラシステム輸出に関しては、2016年5月のG7伊勢志摩サミットにおける「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ¹」にて、世界の高まるインフラ需要に対応し、我が国企業の受注・参入を後押しするため、インフラ分野に今後5年間で2,000億ドルの資金を供給し、アジアから世界全体への拡大、狭義のインフラから資源エネルギー等も含む広義のインフラへと対象を拡大することが発表され、途上国の経済発展と我が国企業のインフラシステムの海外展開を目指し、官民一体となった取組みが求められています。

さらに、健康・医療分野に関しては、所得水準の低い開発途上国を中心に感染症対策や母子保健分野の課題が残る一方で、経済成長に伴い生活習慣病等、非感染症分野の課題も急速に顕在化しています。こうした中、我が国の医療制度や良質な医療技術、医療機器、医薬品等に対する海外からの関心は高く、近年では日本企業がこうした需要を取り込むべく積極的に海外展開に乗り出しています。日本政府は「日本再興戦略」及び2013年発表の「健康・医療戦略²」において、「2030年までに日本の医療技術・サービスが獲得する海外市場規模を5兆円」とする目標を打ち出すなど、官民をあげた取組みを推進しています。

こうした背景から、様々な分野の民間企業、公益法人等との連携を通じ、我が国民間企業の優れた技術や事業経験等を途上国の開発課題解決に活用するために、本「開発途上国の社会・経済開発のための民間技術普及促進事業」を実施します。

2. 事業の目的

我が国民間企業等の製品・技術やノウハウ、及びこれらを包含したシステム等への途上国政府関係者等の理解の促進を通じ、開発途上国の社会・経済開発への活用可能性を検討することを目的とします。

これらの取組みにより、我が国民間企業等と途上国政府関係者等の間に人的ネットワークが形成されること、さらには多くの途上国事業やODA事業にその製品・技術・ノウハウ・システムが活用され、我が国民間企業の海外事業展開が促進されること、そして途上国の人々の生活の質が向上することが期待されます。

¹ <http://www.mlit.go.jp/common/001132453.pdf>

² <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kenkouiryou/suisin/ketteisiryou/dai2/siryou1.pdf>

本事業は、提案に基づき JICA と提案法人との間で合意された内容について、JICA が発注する業務委託契約の形により実施されます。

第2 募集内容

1. 事業名

2018年度第1回開発途上国の社会・経済開発のための民間技術普及促進事業（以下「本事業」と称します。）

2. 参加資格要件等

(1) 参加資格要件

以下の要件を全て満たす者が本事業の企画競争に提案法人（共同提案法人を含む）として参加することができます。

- ア. 本邦登記法人。ただし、会社法上の外国会社、発行済株式の総数または出資金額の2分の1以上を外国会社が所有している企業、又は外国会社の役員または職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占める企業、特定非営利活動法人及び自治体は本事業の対象外とします。
- イ. 国税（法人税、消費税及び地方消費税）に未納がないこと。（業務委託契約約款第20条1項（7）のとおり、租税滞納処分等の事実は契約解除要件となります。）
- ウ. 会社更正法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者ではないこと。
- エ. JICAから「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年10月1日規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けていないこと。

契約競争参加資格停止措置を受けている者からの応募については、具体的には以下のとおり取り扱います。なお、外部人材を雇用している者が契約競争参加資格停止措置を受けている場合も同様の対応とします。

 - ・ 応募書類の提出時に資格停止期間中の場合、応募書類を無効とします。
 - ・ 資格停止期間前に、採択通知されている場合は、契約手続きを進めます。
 - ・ 応募書類提出後、採択通知される前に資格停止期間が始まる案件の企画書は無効とします。
- オ. 競争から反社会的勢力を排除するため、以下のいずれにも該当しないこと、および、当該契約満了までの将来においても該当することはないこと。

（ア）提案法人の役員等（競争参加者が個人である場合にはその者を、応募者が法人である場合にはその役員をいう。以下同じ。）が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずる者又はその構成員を含む。以下「反社会的勢力」という。）である。

- (イ) 提案法人の役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者であると認められる。
- (ウ) 反社会的勢力が提案法人の経営に実質的に関与している。
- (エ) 提案法人又は提案法人の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- (オ) 提案法人又は提案法人の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- (カ) 提案法人又は提案法人の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- (キ) 提案法人又は提案法人の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- (ク) その他提案法人が、東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行ったとき。

(2) その他の要件

- ア. 提案法人は、提案する製品・技術やノウハウ、及びこれらを包含したシステム等（以下、「提案製品・技術」）を有し、本事業終了後のビジネス展開において主導的な役割を担う法人としてください。提案製品・技術を有する法人が複数ある場合は、共同企業体を結成し、提案法人または共同提案法人のどちらかとしてください。提案製品・技術を有する法人を外部人材とすることはできません。
- イ. 共同企業体による応募を認めます。提案法人、共同提案法人にあっては、提案法人が JICA と締結する本事業の実施に係る業務委託契約書において受託する業務に従事する者（以下「業務従事者」と称する。）として指定される者は、提案法人又は共同提案法人が雇用する者又は役員であることとします。但し、下記エ. の外部人材となる業務従事者はこの限りではありません。また、上記雇用する者及び役員には非常勤勤務者を含むこととします。
共同企業体を結成する場合は、提案法人及び共同提案法人にて共同連帯責任をもって業務実施にあたることを確認の上、共同企業体結成届を提出してください（様式5「企画競争申込書」の提出で確認とします）。
なお、様式5へは提案法人及び全共同提案法人の代表者印又は社印を必ず押印してください。
- ウ. 共同企業体を構成する場合は、その各構成員から必ず1名以上が業務従事者として本事業に参加することとします。共同企業体を構成する法人の数は、最大で5法人までとします。
- エ. 提案法人（共同提案法人を含む）以外の法人に雇用されており、本事業実施後の事業に参画することを見込まず、本調査にのみ参加する個人（自然人）を、外部人材として業務従事者に含めることを認めます。外部人材とは、開発コンサルタント、金融機関、大学教官、自治体職員等で、技術・分野・課題・対象国等について専門的な知見・技術の提供、または報告書作成及び経理精算報告等の円滑な作業や品質の確保を支援する人材です。提案法人と実質的な支配関

係あるいは親子関係にある法人・団体に所属する人材や本事業で調達される機材や製品を生産あるいは販売する企業の社員であり、本事業実施後の事業に参画することを見込んで参加する個人（自然人）は含まれないものとします。これらの人材が本事業に参画する場合は、「補強」（採択後に同意書の提出が必要となります）という扱いになり、直接人件費の支払対象外となります。

オ. 業務従事者に外国籍人材の活用を認めます。但し、業務主任者については、日本語でのコミュニケーションが行えることを必須とします。

注 提案法人の業務従事者であって、受託業務の実施を総括する者

カ. 本事業の業務主任者となる者は、提案法人（共同提案法人を除く）が常勤で雇用する者又は役員であることとします。

キ. 共同企業体構成員及び外部人材を雇用している法人との再委託契約は認めません。

(3) 留意点

ア. 無償資金協力、円借款等の活用を念頭に置いた提案を行う場合には、想定する国、スキーム（無償資金協力、円借款）、事業内容等を踏まえ、入札資格要件、入札保証等の条件に十分留意する必要があります。応募に際しては、直近3年間の財務諸表を提出いただくとともに、企画書及びヒアリングで入札資格要件や入札保証等の諸条件を満たすための方策（合併会社組成等）を確認させていただきます。

イ. 採択後、JICAとの契約交渉において企画書の提案内容等の見直しについて必要に応じて協議させていただきます。（本募集要項における「採択」とは、JICAの調査委託内容を企画書を基に協議を開始するという意味です。よって、協議において、調査内容・方法に関し、JICAから、提案法人に提案内容の変更を求める場合があります。）事業内容や支払い条件を含めた契約条件に合意できない場合には、契約締結に至らない場合もありますので、ご注意ください。

3. 本制度の対象外となる提案

以下(1)～(5)に該当する提案は本事業の対象外となりますのでご注意ください。

(1) 日本の製品、技術、ノウハウ、システム等の普及を目的としない案件（提案製品・技術が、日本国内等において既に活用されていることを本事業においては想定しています。加えて、当該製品・技術の核となる主要部分の大幅な改変は原則として想定していません。）

(2) 本邦受入活動及び現地活動の対象者に相手国政府関係者が含まれない案件

(3) 本事業に係る同一回の公示において、同一の法人ないしは共同企業体から、内容が同一または著しく類似する複数の企画書が提出された案件、あるいは、他のJICA事業に同一または著しく類似する事業を同時期（公示日からの採択通知日の期間が一部でも重複することを示す）に重複して提案した場合。（提案法人は最も親和性の高い一つのスキームに応募をすることとし、同応募の採択通知受領まで他スキームに応募することはできません。重複応募が確認された場合は、いずれの提案も無効となります。）また、共同提案法人が同じで提案法人のみを替えた提案、もしくは提案法人と外部人材を入れ替えた提案であることが確認された場合等は、重複応募とみなし、いずれの提案も無効とします。

(4) 提案法人が受託する他機関・団体の事業補助金等と対象地域や内容が重複する

案件（但し、事業内容等が客観的に違うことが説明できると JICA が認める場合には、本事業の対象となることがあります。）

(5) 基礎的な情報収集を行うための調査を目的とする案件

4. 募集件数

10 件程度

5. 応募勸奨分野

今回の募集では、以下の観点からの積極的な応募を勸奨いたします。

(1) 開発途上国に無い新たなサービスや制度をイノベティブな方法により提供する事業

※提案法人の製品・技術に加えて、異業種や我が国公的セクターの経験・ノウハウを活かした事業を推奨

(2) 2016 年開催のアフリカ開発会議（TICAD VI）での日本政府の対アフリカ協力の方針を踏まえ、アフリカ向け民間ビジネス・投資を促進する観点から、アフリカを対象とした事業

(3) 2018 年 5 月の第 8 回太平洋・島サミット (PALM8) 開催に伴い、大洋州向け民間ビジネス・投資を促進する観点から、大洋州を対象とした提案

http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/ps_summit/index.html

(4) JICA ホームページ「民間企業の製品・技術の活用が期待される開発途上国の課題」記載の課題解決に資する事業

http://www.jica.go.jp/sme_support/reference/subjects.html

(5) 我が国の健康・医療・栄養分野の技術・サービスの国際展開に資する提案

※参考：「健康・医療戦略」

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kenkouiryousuisin/ketteisiryoudai2/siryou1.pdf>

(6) インフラシステム輸出に資する提案

ア. 我が国の質の高いインフラシステムの輸出を図る事業（空港、都市交通、エネルギー、防災等）

イ. 都市問題の解決に資する事業（廃棄物、上下水、ICT（スマートシティ）等）

※都市問題の解決に豊富な経験を有する、我が国地方自治体の経験・ノウハウを活かした事業を推奨

※参考：「インフラシステム輸出戦略（平成 28 年度改定版）」

<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keikyou/dai30/siryou2.pdf>

「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」

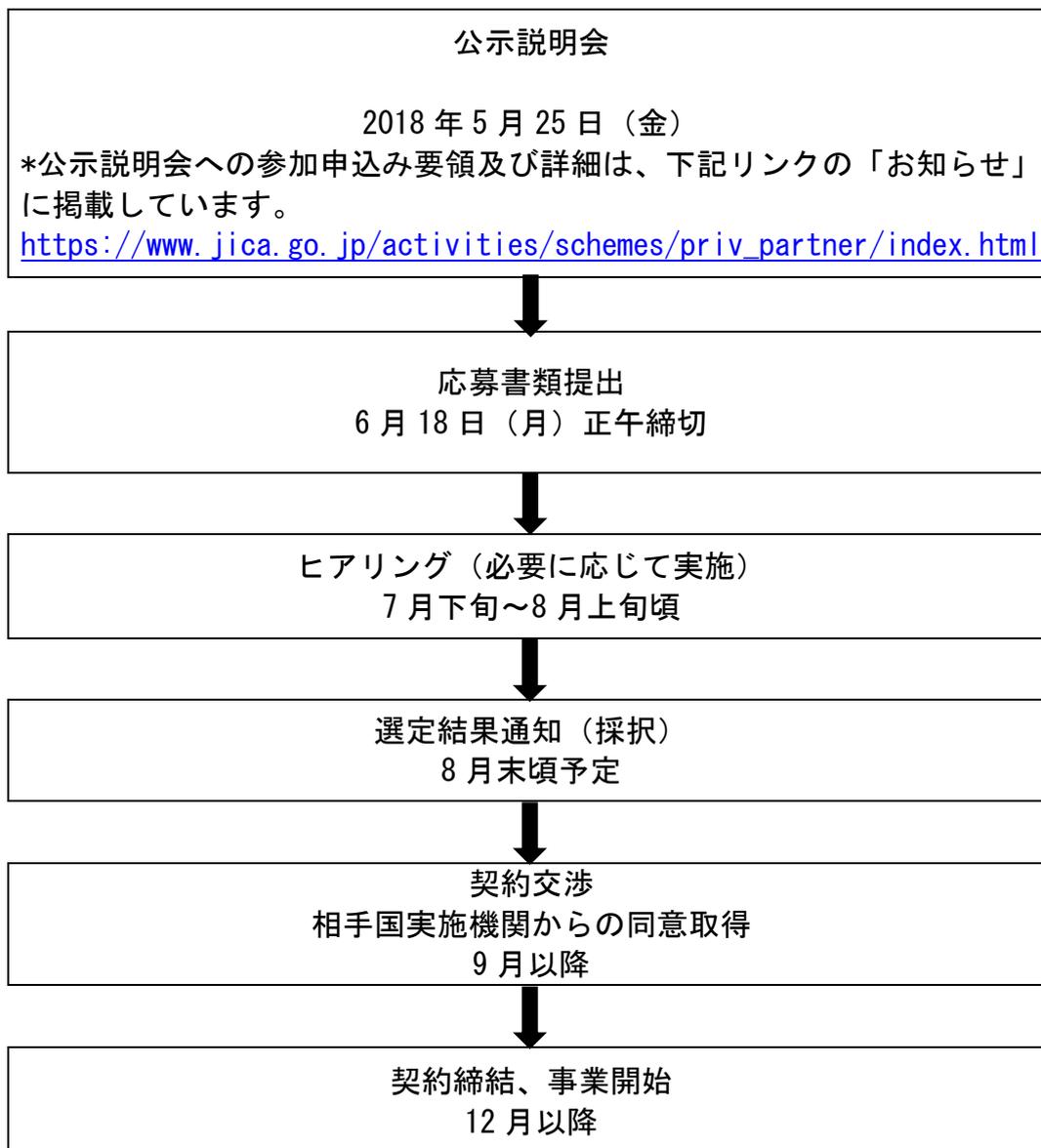
<http://www.meti.go.jp/press/2016/05/20160523010/20160523010-2.pdf>

第3 選考の流れ

企画競争方式により本事業の契約相手先を決定します。

1. 全体スケジュール

募集・選考のスケジュールは下図のとおりです。



※審査状況等により多少前後することがありますので、ご了承ください。

2. 応募書類の提出

(1) 提出締切日時：2018年6月18日(月)正午必着

・提出受付は、土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後5時(午後12時30分から午後1時30分を除く)です。

- ・提出締切を過ぎて提出された又は郵送により到着した応募書類は、理由の如何を問わず評価の対象となりませんのでご留意ください。
- ・応募書類に不備があった場合、提出締切後は書類の差替等の対応を受付できない場合がありますので、応募書類は提出締切日より早めにご提出されることをお勧めします。

(2) 提出方法及び提出場所：

提出方法は、JICA 本部への郵送又は持参に限ります。

ア 郵送の宛先

〒102-8012 東京都千代田区二番町 5-25 二番町センタービル
 独立行政法人 国際協力機構 民間連携事業部 連携推進課
 民間技術普及促進事業 係

イ 持参の提出場所

〒102-8012 東京都千代田区二番町 5-25 二番町センタービル
 独立行政法人 国際協力機構 1F 総合受付

午前 10 時から午後 5 時（午後 12 時 30 分から午後 1 時 30 分を除く。提出締切日は正午まで。）

なお、ご提出の際は受付にて「民間連携事業部 連携推進課」宛とお伝え下さい。

(3) 応募書類

【I. 共通提出資料】

| 書類 | 部数 | 様式 |
|---|--------------|---|
| ア. 企画書 見積金額内訳書 見積金額内訳明細書 提案者情報 | 正 1 部、写 10 部 | 様式 3、1、2、4 |
| イ. 企画競争申込書 | 1 部 | 様式 5（注 1） |
| ウ. 書類受領書（注 2） | 2 部 | 様式 6 |
| エ. 企画書 CD-ROM | 2 部 | 様式 1、2、3、4（注 3） |
| オ. 財務諸表（注 4）直近 1 年分 該当提案者（注 5）は直近 3 年分 | 2 部 | 提案法人所定様式 |
| カ. 登記簿謄本（写） | 1 部 | 発行日から 3 カ月以内のもの（注 6） |
| キ. 納税証明書（その 3 の 3） | 1 部 | ・発行日から 3 カ月以内のもの（注 6） ・税務署にて取得可能 ※市区町村発行の「法人事業税」等の納税証明書、納税時の領収書、納税証明書その 1 等では受付できません。 |

（注1） 共同企業体を結成する場合は、様式 5 の提出で確認とします。

- (注2) 受領書は、応募書類を提出する際に、併せてご提出ください。押印した受領書を1部ご返却致します。
- (注3) 下記のとおり CD-ROM (2枚) に記録して提出してください。
- ・様式3: PDF形式 (紙をスキャンする方法ではなく、電子データを直接 PDF 保存してください。)
 - ・様式1、様式2、様式4: エクセル形式
- (注4) 貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書とします。キャッシュフロー計算書を作成していない提案法人においては、貸借対照表及び損益計算書のみをご提出ください。その際、財務状況について追加で質問する場合がございます。
- (注5) 無償資金協力、円借款等を活用した事業化を念頭に置いた提案を行う場合
- (注6) 共同企業体を結成する場合は、全ての提案法人及び共同提案法人について提出が必要です。
- (4) 企画書の記載事項: 企画書の作成にあたっては、様式3を参照ください。分量は様式3上の指示を順守頂き、補足資料の添付はご遠慮願います。
- (5) その他: 応募書類の作成、提出に係る費用について JICA は負担しません。

3. 提出された応募書類の扱い

- (1) 応募書類は返却いたしません。
- (2) 応募書類に虚偽の記載があった場合は、当該応募を無効とするとともに、当該応募書類を提出した提案法人に対して契約競争参加資格停止等の措置を行うことがあります。
- (3) 応募書類に含まれる個人情報等は、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)」に従い、適切に管理し、取り扱います。なお、応募書類は本事業の審査目的にのみ使用します。

4. 応募書類の選定結果(採択・不採択)の通知

応募書類は、あらかじめ定めた審査基準(参考資料1参照)により審査されます。必要に応じて7月下旬~8月上旬にヒアリングを実施します。審査結果(採択・不採択)は、適正な応募書類の提出があった全提案法人に対し、2018年8月末を目途に、メール及び書面にて通知します。

5. 採択案件の公表

上記4の通知において、採択と通知した提案については、追って提案法人名及び共同提案法人名、案件名、案件概要を、JICA ホームページ上に公表すると共に、メディア等に対する積極的な情報発信を行います。この点に同意の上で、本事業の応募書類の提出を行っていただきますようお願いいたします。

具体的には、「公共調達適正化について」(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づき、下記リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

(<http://www.jica.go.jp/announce/proper/domestic/index.html>)

6. 相手国実施機関との協議議事録の取り交わし

原則として採択以降、契約締結前までに、提案法人、相手国実施機関、JICA の三者の間で、事業概要、相手国実施機関の負担事項、実施体制、資機材に係る免税手続きの便宜、本事業終了後の資機材の取扱（維持管理の責任）等について記載した協議議事録（Minutes of Meetings：雛型は「参考資料3」参照）を取り交わし、本事業実施に係る同意を得るものとします。

なお、提案法人による相手国実施機関との事前の準備を前提に、同機関との協議並びに協議議事録の取り交わしは JICA が支援しますが、必要に応じ、提案法人の責任者に現地出張を依頼することがあります。

状況により、相手国実施機関との協議並びに上記の協議議事録の取り交わしに長時間を要する場合がありますのでご注意ください。

また、提案法人が JICA との契約で資機材調達は行わず、自費で資機材調達を行う場合は、提案法人の責任で当該資機材を管理することを原則とします（協議議事録対象外の資機材の譲渡、処分等は提案法人が自ら責任をもって行うこと、JICA 及び相手国実施機関は資機材により生じた損害賠償の責を一切負わないことを JICA と提案法人間の業務委託契約書に記載します）。

7. 契約交渉

上記 6. の相手国政府の意向確認と並行して、JICA と提案法人間で本事業実施に係る業務委託契約の締結に向けた契約交渉を行います。

契約交渉では、主として以下の(1)～(3)を双方で確認の上合意することとなります。

- (1) 本事業で実施することが提案された活動の内容について、「当該国の開発課題の解決」や「提案法人がその製品・技術やノウハウ、及びこれらを含めたシステム等の普及・活用を図るために当該国で実施を計画しているビジネス（以下「ビジネス」と称する。）の実施可能性」という観点からの見直し、追加等の要否。
- (2) 上記提案活動に基づく投入内容の妥当性（具体例としては以下のとおり）
 - ア 本邦受入活動の内容、回数、受入人数
 - イ 現地活動の内容、回数、派遣人数
 - ウ 投入される資機材の内容
 - エ 再委託・現地傭人の内容
 - オ 外部人材の活用内容
- (3) 上記(2)の投入経費の積算の妥当性（具体例としては以下のとおり）
 - ア 本邦受入活動経費
 - イ 現地活動経費
 - ウ 資機材調達費用を機構が負担する場合の経費
 - (ア) 資機材の原価又は調達価格
 - (イ) 資機材の輸送費（通関費用を含む）
 - エ 再委託・現地傭人に係る経費（資機材の現地据付調整等費用を含む）
 - オ 外部人材活用費
 - カ 管理費等

経理処理（積算）ガイドラインに基づき、提案法人とJICAの双方が説明責任を果たせるように、見積根拠も踏まえ経費の妥当性を確認します。確認の結果、企画書原

案から変更（例：外部人材のMMや格付、現地再委託内容や金額規模）が生じることがあります。企画書作成時に、企画書どおりの発注量が確保されると誤解されないようご注意ください。なお、契約書の見本については、〈参考資料2：契約書雛型〉をご参照ください。

上記協議において、業務内容・業務方針に関し、当機構側から、提案法人に提案内容の変更を求めることがありますので、ご了承ください。なお、業務内容や支払条件を含めた契約条件で合意できない場合には、契約を締結することが出来ませんのでご注意ください。

なお、契約交渉中に対象国や製品・技術等の内容を提案法人側の発意により、企画書から大きく変更することは認められません。また、企画書提出後、事業費見積額を上回る変更はできず、上記を含む契約交渉における業務や経費等の見直しも同金額内で対応いただきます。

8. 審査対象外、採択又は契約の取消し及び事業費の返還

(1) 提案の採択後に、調査の実施が明らかに困難と JICA が判断する事態が発生した場合や、何らかの事情により提案法人（共同企業体の場合は全構成法人）が応募時の要件を満たさない状況に至った場合には、選定された案件の提案法人（共同企業体の場合は全構成法人）と契約を締結しない、契約を締結した後に契約を取り消すことがあります。

(2) 提案法人が、以下のいずれかに該当した場合は、審査対象外とする、又は採択もしくは契約を取り消すことがあります。既に提案法人に事業費が支給されている場合は、期限を定めて返還していただくことがあります。また、当該応募書類を提出した提案法人に対して契約競争参加資格停止等の措置を行うことがあります。

- ・ 企画書、その他提出物の内容と異なる事実が認められたとき。
- ・ 事業費を他の用途に使用したとき又は使用しようとしたとき。
- ・ 提案法人が反社会的勢力であると判明したとき。
- ・ 契約書に定める発注者の解除権に該当するとき。
- ・ 企画競争申込書の誓約事項に反する事実が認められたとき。
- ・ 本要項に違反したとき。
- ・ その他、JICA や採択された調査の名称を不正利用する等、JICA が受託者として不適切と判断したとき。

9. お問い合わせ

(1) よくあるご質問と回答を「Q&A（よくあるご質問と回答）」としてまとめておりますので、応募前に必ずご確認ください。

(2) この募集要項に対する質問がある場合は、次に従い質問書（様式7）を電子メールにてご提出下さい。

ア. 質問受付期間：公示実施日から2018年6月1日（金）午後5時まで

イ. 担当部署：

独立行政法人 国際協力機構

民間連携事業部 連携推進課 民間技術普及促進事業係

メールアドレス : minkanshien_os@jica.go.jp

(3) 質問に対する回答書は、JICA のホームページ

(https://www.jica.go.jp/activities/schemes/priv_partner/kaihatsu/index.html) にて公開します。本事業応募予定者は、質問提出の有無にかかわらず、公開された回答を必ずご確認ください。回答掲載まで一週間程度かかりますので、ご了承ください。なお、面談や電話、メール形式等で個別のご提案内容に関する質問は受け付けていません。

第4 本事業の内容

1. 本事業対象国

JICA 在外拠点等が設置されている ODA 対象国を中心に、以下の国・地域を原則とします。ただし、対象国となっても、JICA の安全管理対策上、外務省海外安全情報 (<http://www.anzen.mofa.go.jp/>) において「レベル4：退避してください。渡航は止めてください（退避勧告）」と指定されている国または当該地域は対象外となります。また、「レベル3：渡航は止めてください（渡航中止勧告）」は原則、対象外となります。ただし、JICA 安全対策措置に照らし、現地活動が不可の場合においても、本邦受入活動等にて、事業の目的を達することが可能な提案事業は、必ずしも対象外とはなりません。さらに、「レベル2：不要不急の渡航は止めてください」以下に指定されている地域の中でも、JICA の安全対策措置に照らし、事業実施に制約のある地域も存在し、事業が行えない場合、または行えなくなる場合もありますので、不明な場合はあらかじめ照会ください。その他、採択後であっても、対象国の急激な治安悪化に伴う安全管理上の理由や、外交政策上の理由から事業が行えなくなる場合もあります点あらかじめご留意願います。

●事前確認のお願い： JICAは事業を実施している国毎に安全管理のルールとして安全管理措置（渡航措置及び行動規範）を定めています。企画書作成に際しては、必ず当該国の安全管理措置を確認した上で、同措置を踏まえた企画書の作成をしてください。安全管理措置の入手方法は、以下のJICAホームページからログインID及びパスワードを申請して頂き、ダウンロードして閲覧ください。

JICAホームページ：<https://www.jica.go.jp/about/safety/rule.html>

下記の注意事項に加え、インド、インドネシア、ウズベキスタン、タイ、ミャンマー、ブラジル、メキシコを始めとして、国や相手国実施機関によっては、協議議事録の署名に長時間を要する可能性があるため、事前に相手国実施機関と具体的な署名プロセスについて協議を進めておくことが望まれます。

アジア地域 23 か国

インド、インドネシア、ウズベキスタン、カザフスタン、カンボジア、キルギス、ジョージア、スリランカ、タイ、タジキスタン、ネパール、パキスタン、バングラデシュ、東ティモール、フィリピン、ブータン、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、モルディブ、モンゴル、ラオス、中華人民共和国

※インド政府関係者の民間連携事業による海外渡航（本邦受入）は、実施困難であることから、原則、現地活動のみでの事業実施となります。

※バングラデシュでは 2016 年 7 月に発生したダッカ襲撃テロ事件を受け、安全面に十分な配慮を行うため、活動場所（屋外など不特定多数がアクセスできる場所やダッカ市外・地方部での活動の制限）や活動内容（渡航人数・期間及び広報活動の制限）などにおいて、安全管理のための制限を設けて実施しております。本事業の実施にあたっては、JICA の安全管理措置を遵守いただくとともに、特に地方部やオープンスペースでの活動が限定されることにご留意ください。

※中華人民共和国にて実施を提案する案件については、我が国の対中 ODA が日中両国が直面する共通の課題であって、我が国国民の生命や安全に直接影響するものといった、限定され、かつ我が国のためにもなる分野に絞り込んで実施されていることを踏まえ、提案の採否を決定することとなります。

大洋州地域 9 か国

サモア、ソロモン、トンガ、バヌアツ、パプアニューギニア、パラオ、フィジー、マーシャル、ミクロネシア

中南米地域 20 か国

アルゼンチン、エクアドル、エルサルバドル、キューバ、グアテマラ、コスタリカ、コロンビア、ジャマイカ、セントルシア、ドミニカ共和国、ニカラグア、ハイチ、パナマ、パラグアイ、ブラジル、ベリーズ、ペルー、ボリビア、ホンジュラス、メキシコ

※キューバには JICA 在外事務所が設置されておりますが、現地での JICA による支援体制が十分に整っていないことを踏まえ、実施を提案する案件については、提案法人が現地での JICA による支援を受けなくても、事業を実施できる体制であるかを確認の上、提案の採否を決定することとなります。

※ベネズエラには JICA 支所が設置されておりますが、安全管理上の観点から今回の募集では対象国から除きます。

アフリカ地域 25 か国

ウガンダ、エチオピア、ガーナ、ガボン、カメルーン、ケニア、コートジボワール、コンゴ民主共和国、ザンビア、ジブチ、ジンバブエ、スーダン、セネガル、タンザニア、ナイジェリア、ナミビア、ニジェール、ブルキナファソ、ベナン、ボツワナ、マダガスカル、マラウイ、南アフリカ共和国、モザンビーク、ルワンダ

中東地域 6 か国

イラン、エジプト、チュニジア、パレスチナ、モロッコ、ヨルダン

※エジプト、チュニジア、モロッコについては、外務省渡航情報（エジプト、チュニジア、モロッコはアフリカ地域に分類されています）にご注意願います。

欧州地域 2 か国

セルビア、トルコ

2. 本事業対象分野

開発途上国の社会・経済開発に資する分野（教育、保健・医療、社会保障、上下水、防災、運輸交通、情報通信技術、資源・エネルギー、民間セクター開発、農業・農村開発、水産、自然環境保全、環境管理、都市・地域開発等）

※ 提案法人が本事業の実施を提案する国・地域においてどのような開発課題が存在し、かかる課題の解決に本事業終了後に提案法人が当該国で実施を計画するビジネスがどのように貢献するのか、という視点から企画書を記載いただくこ

とが非常に重要です。各国の開発課題の現状については、以下の情報もご参照下さい。

- ① 外務省 国別開発協力方針・事業展開計画
http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/seisaku/kuni_enjyo_kakkoku.html
- ② JICA 各国における取り組み
<http://www.jica.go.jp/regions/index.html>
民間企業の製品・技術の活用が期待される開発途上国の課題
http://www.jica.go.jp/sme_support/reference/subjects.html
- ③ JETRO 国・地域別情報
<https://www.jetro.go.jp/world/>
- ④ 世界銀行 各国情報（英語）
<http://www.worldbank.org/en/country>

3. 本事業の内容

下記(1)、(2)の双方、もしくはいずれか一方から成るものとします。なお、ア、イは例示です。提案法人が当該国で実施を計画するビジネスの必要性に応じて内容を検討の上、提案してください。

- (1) 開発途上国での現地活動
 - ア 提案製品・技術に係るセミナー及び技術指導
 - イ 提案製品・技術の理解促進を目的とした、実機を用いたデモンストレーション等
- (2) 本邦への受入活動
 - ア 提案製品・技術の運用現場の視察及び技術指導等
※第三国（開発途上国に限る）への受入活動は、当該活動が提案業務内容及び、本事業の実施により達すべき達成目標に必須であるか否かを踏まえ、提案製品・技術の理解促進が、本邦での活動実施よりも適していると判断できる場合に限り可能とします。実際の実施可否については、採択後の契約交渉等を通じて検討することとなります。
 - イ 我が国の関連制度の講義

なお、上記(2)については、下記の実施フローを想定しています。詳細は、下記7(1)「民間連携事業及び中小企業海外展開支援事業 契約管理ガイドライン」中にある「本邦受入活動実施ガイドライン」を参照ください。

(ア) 受入参加者の選定：

① 受入計画書の送付：

本邦受入活動の内容が記載されている受入計画書 (Program Information) を提案法人が英文で作成し、JICA に提出する。受入計画書は、本事業で実施する開発途上国での初回の現地活動を通じて、提案法人が相手国実施機関等に説明することを原則とする。なお、提案法人が本邦受入活動実施前に開発途上国現地活動を行わずに、本邦から相手国実施機関へ連絡することにより上記説明を行う等の場合は、必要に応じ JICA は提案法人を支

援する。なお、不正競争防止法第 18 条（外国公務員等に対する不正の利益の供与等の禁止）に抵触するおそれを排除する観点から、提案法人は相手国側受入活動参加者について個人名又は個人名が特定される方法による指名を行わないこととする。説明による理解が得られた後、本邦受入の実施を連絡するレターを JICA が相手国実施機関宛に提出する。

② 参加申請書等の取付：

提案法人は、相手国実施機関から受入計画書への同意及び参加候補者リスト等が記載された書面及び本邦受入活動の各参加候補者の参加申請書（Registration Form）を取り付ける。参加候補者の旅券及び本邦入国査証の取得については相手国実施機関が必要な手配を行うことを書面にて確認する³。受入にかかる諸手続きの期間を勘案し、相手国実施機関からの書面取り付け完了日を、原則として受入活動参加者の来日予定日の 2 ヶ月前とする。

③ 受入活動参加者の決定：

相手国実施機関が作成した参加候補者リストの中から、提案法人が本邦受入活動参加者を選定する。右選定に際し JICA は必要に応じ提案法人に助言することとする。提案法人は、参加者選定結果を相手国実施機関に通知する。

(イ) 受入手続き：

提案法人は受入活動日程を JICA に提出し、JICA が内容の妥当性を確認した後、提案法人は受入活動に係る諸手続き（日程調整、航空券の手配、宿泊先・国内交通の手配等）を実施する。この実施にあたり以下に留意する。

① 本邦入国査証の取得：

参加者の査証取得を相手国実施機関又は提案法人が手配する⁴。この手配が困難である場合は、必要に応じ JICA が申請書類を作成し、受入活動参加者に手交する。

② 受入活動に係る日程等の情報の確認：

提案法人は、受入活動の日程、参加者リスト、参加者のフライト・保険付保内容⁶等に係る情報を参加者来日 2 週間前までに JICA に書面にて提出する。

4. 本事業実施期間

契約締結日から 2 年以内とします（JICA と提案法人が締結する本事業に係る業務委託契約の履行期間と本事業実施期間は同一となります）。

5. 本事業経費

本事業実施に係る業務委託契約は、1 件あたり 2 千万円を契約金額の上限とし、上限金額を超える企画は原則審査致しません。（消費税込み。1 円未満の端数は切捨て。）

³ 参加申請書の取付に併せて書面で確認することを原則とする。相手国の同意が困難な場合、査証取付については提案法人が手配することとする。

⁴ 外務省ビザ（査証）申請書 URL 参照：<http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/visa/>

⁶ 日本の保険会社等が取り扱う労災見合いの海外旅行保険を目安とする。

経費の見積方法等については、「第5 経費見積・支払」を参照ください。
JICA と提案法人が締結する業務委託契約より前に発生する費用は対象外です。

6. 採択後及び本事業実施中の提出物

(1) 採択後の提出物

協議議事録案（英文）：

採択後、協議議事録案（英文）を作成し、JICA に提出します。

(2) 本事業実施中の提出物

ア. 業務計画書（和文）：

記載内容：事業の実施計画・体制（和：A4 15-20 頁程度）

提出時期：契約締結日から起算して 10 営業日以内

部数：電子データ（メールにて提出）

イ. 月報（和文）：

記載内容：業務従事者の作業実績・計画、事業進捗状況、その他連絡事項（A4 1-2 頁程度）

提出時期：翌月 5 営業日以内

部数：1 部

ウ. 進捗報告書（和文）：

記載内容：事業の進捗報告、達成状況（A4 10 頁程度）

提出時期：各回の現地活動及び本邦受入活動が終了する毎

部数：電子データ（メールにて提出）

エ. 業務完了報告書（案）（和文）：

記載内容：本事業全体の実施結果、達成状況等（A4 30~50 頁程度）

提出時期：業務委託契約期間終了期限の 2 か月前

部数：電子データ（メールにて提出）

オ. 業務完了報告書（最終成果品）（和文）、業務完了報告書要約（英文）：

記載内容：業務完了報告書（案）提出後、JICA 等から出されるコメントに基づき必要な加除修正を行ったもの。（和：A4 30~50 頁程度）

提出時期：業務委託契約期間終了期限の 1 か月前

部数（注）：業務完了報告書：和 4 部（製本）及び付属データを収納した CD-ROM 2 枚

業務完了報告書要約（英文）：英 4 部（簡易製本）及び付属データを収納した CD-ROM 2 枚

（注） 業務完了報告書及び業務完了報告書要約は JICA が国費を用いて実施した業務の成果として原則公表の対象となります。下記 7. (4) に記載の公表することが不適當な情報（提案法人の経営情報、知的財産情報の他、公表されていない情報について、提案法人が本事業終了後、ビジネスを自ら展開する前の段階で公表されることが提案法人のビジネス展開を阻害する場合や、法に定める個人情報等）が業務完了報告書に記載される場合は、提案法人と協議の上、法令及び JICA 法人文書管理規程に基づき、当該情報を削除した報告書と削除しない報告書の 2 版を作成し、前者については、JICA が検収後直ちに一般に公表し、後者については、提案法人と協議の上、一定期間（原則として最大 10 年間、

或いは公表することが差し支えなくなった時期まで) 不開示と致します。右不開示期間が終了する時点で後者の報告書の公表可否について、JICA は提案法人と協議し、合意の上可否を決定することとします。

従って、業務完了報告書及び業務完了報告書要約に公表することが不適当な情報が記載される場合は、上記部数は、公表版と不開示版それぞれに適用されることとなりますのでご注意ください。

なお、上記に関わらず法令の規定により不開示とした情報を開示することがあります。

7. 本事業実施上の条件

事業実施に際しては、以下の諸条件について対応いただきます。

(1) ガイドラインの遵守

本事業の実施に当たっては、「民間連携事業及び中小企業海外展開支援事業 契約管理ガイドライン」に則り実施いただくこととなります。また、同様に、精算に当たっての留意事項は、同「精算ガイドライン」を参照ください。事業実施に関連するガイドラインは以下の通りですので、予めご確認ください。

① 民間連携事業及び中小企業海外展開支援事業 契約管理ガイドライン

https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/priv_partner/ku57pq00001vknzf-att/contract_administer_guideline.pdf

② 民間連携事業及び中小企業海外展開支援事業 精算ガイドライン

https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/priv_partner/ku57pq00001ueddw-att/seisan_guideline.pdf

③ 環境社会配慮ガイドライン

<http://www.jica.go.jp/environment/guideline/pdf/guideline01.pdf>

本事業の実施に当たっては、環境社会配慮ガイドラインの適用の対象となります。提案案件が採択になった場合、環境や地域社会に与える影響の規模や重大性等に応じて「環境カテゴリー」のうちいずれに属するかが決定されます。カテゴリーA 及び B 案件については、同ガイドラインの規定に基づき、情報公開の実施、外部有識者による助言委員会の実施等の対象になるため、本事業の実施を受託する提案法人は契約書の規定に基づき、環境社会配慮ガイドラインの規定に対応することが必要となります。

④ ODA 建設工事安全管理ガイダンス

https://www.jica.go.jp/activities/schemes/oda_safety/index.html

安全対策上の注意が必要な建設や施工を伴う事業の実施に当たっては、相手国の法律・基準を確認するとともに、本ガイダンスを遵守することが必要となります。

(2) 医療行為⁷・治験等を伴う事業での留意点

ア. 医療行為

本事業の実施にあたり、提案法人/外部人材/補強による医療行為については、以下の条件を満たすことを前提とします。応募時点で以下の条件を満たしている、またはそのための準備が十分に進んでいることを前提とし、医療行為を含む活動を予定する場合は、相手国の保健医療事情や実施体制（技術移転の対象となる特定の医療技術のみならず、患者への安全確保に必要な医療施設での管理体制、チーム医療体制、技術管理体制、保健医療従事者の能力等）、相手国における法制度及び医療訴訟の判例の有無とその内容等、医療行為を実施する妥当性（免許、実績、語学力、組織としてのバックアップ体制等）について十分に検証いただき、詳細を企画書にご記載ください。

<実施の条件>

- ・医療行為を行う提案事業関係者が相手国の有資格者として認定されていること、又は医療行為を行う認可を相手国（中央または地方政府）から書面で得ていること。
- ・相手国責任機関（公的機関の場合は保健省、民間機関の場合は保健省等または民間病院）と免責事項について協議し、医療事故等の責任を問われた場合は、故意または重過失による場合を除き、相手国責任機関が、JICA、提案企業関係者及び医療行為実施者に代わり責任を負担することについて、法的拘束力を有する合意文書を相手国責任機関、提案法人及びJICAの三者（又は右三者と医療行為実施者の四者）で締結すること（応募書類提出時まで合意文書の取付けが困難な場合は、案件採択後、契約締結前に相手国責任機関からの理解を促進した上での合意取付けも可とする。合意文書締結前の医療行為実施は不可。）
- ・故意または重過失による医療過誤等に伴う民事責任及び刑事責任は、医療行為実施者が負うこと（JICAとの契約書等にて定める。）。
- ・患者またはその家族に対するインフォームドコンセントを得ていること。
- ・医療賠償責任保険⁸に加入すること。本邦受入活動等で日本国内での医療行為を行う場合は、厚生労働省が定める臨床修練制度（医師法第17条他）に従うこと⁹。

イ. 治験等

- ・本事業の実施にあたり、治験（Clinical Trial）及び人体に侵襲を加えるあるいはプライバシーを侵害する臨床試験（以下「治験等」という）については、以下の扱いとします。

⁷ 本事業で使用する「医療行為」は、医師法等により医療従事者のみが行うことが認められている治療や処置・診断等であり、医学的な技術・判断がなければ人体に危害を及ぼす危険がある行為を指すが、患者に対して直接的にそのような行為を行うことを指すものとし、原則、現地医療従事者が行う医療行為への指導等は含まれない。但し、死亡・後遺症傷害等のリスクが高い医療行為及び三次医療施設等で医療行為を行う場合で、現地医療従事者が患者に医療行為を行う現場で指導等を実施する場合は、その行為を含むものとする。

⁸ 現地で認定された保険会社のみ扱うことが可能。従って、保険加入自体は現地で行い、本邦の保険会社が現地保険会社をバックアップする「再保険制度」による対応となる。ただし本邦保険会社が現地法人を設立した場合は国内での支払も可能となる。なお、保険適用にあたり、加入者と訴訟対象者が同一である必要はないことから、提案法人自身が加入し、JICAとの契約内で精算する方法も可能。

⁹ 本邦受入活動の実施機関が、臨床修練制度に基づき、海外からの招聘者の医療行為に対する全ての責任を負うこととし、賠償保険に加入する。加入の履行確保は、JICAと提案法人との間で締結する契約書等で確認・合意する。なお、病院が加入する賠償保険についてはJICAとの委託契約に含めることができる。

・ 治験等は、本事業として実施しない。なお、治験等の実施者（医療従事者等）に対する研修・指導・助言等は本事業に含めることができる。

(3) 安全対策上の留意点

JICA は、契約書の「安全対策措置等」の条項に基づき、現地の日本大使館、相手国政府等と緊密に連携の上、提案法人（共同企業体の場合は全構成法人）に対して「安全対策マニュアル」、「行動規範」及び安全情報の提供等を行い、安全確保に努めます。また、昨今の世界的な治安情勢の変化を踏まえ、本制度の採択企業・団体の皆様に、JICA が主催する全業務従事者を対象とした安全対策研修（ウェブ研修、座学）及び「[功労金対象国・地域](#)」を対象としたテロ対策実技訓練を受講していただきます。同時に、対象国、地域の治安状況により採択後に安全対策に必要な経費（武装警官傭上費用等）の経費計上を提案法人にお願いすることがあります。なお、当該経費を含めた契約金額が上限金額を越える場合は、例外的に上限金額を上回ることを許容することがあります。

また、本制度の実施に当たり、提案法人は外部人材を含む業務従事者に緊急移送サービスを含む適切な保険を付保することを推奨します。

(4) 最終成果品の公開

最終成果品は公表を原則とします。詳細は、上記 6. オ. をご参照ください。

(5) 提案法人の不正行為防止について

不正競争防止法では、OECD（経済協力開発機構）の「国際商取引における外国公務員に対する贈賄の防止に関する条約」を国内的に実施するために、外国公務員贈賄に係る罰則を定めています。

我が国政府は、たとえ手続きの円滑化のみを目的とした少額の支払いであっても、それが「国際的な商取引に関して営業上の不正の利益を得るため」であった場合には、外国公務員贈賄罪が成立し得るとしています。

従って、提案法人は下記ホームページ等で同法規程内容を確認した上、現地活動中は言うまでもなく、本邦受入活動中においても、相手国実施機関職員等へ金品等の供与（一般慣習に比して豪華な宿泊や食事、お土産等も含む）と見做される行為は絶対行わないよう十分注意願います。

●外国公務員贈賄防止（経済産業省ホームページ）

http://www.meti.go.jp/policy/external_economy/zouwai/index.html

● 外国公務員贈賄防止指針（経済産業省ホームページ）

<http://www.meti.go.jp/press/2015/07/20150730008/20150730008.html>

●OECD外国公務員贈賄防止条約の概要（外務省ホームページ）

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oecd/komuin.html>

上記も踏まえ、提案法人は事業の実施において特に以下の点に留意願います。

- ① 提案法人による本邦受入活動参加者に対する高額の物品や、日当・宿泊費として過大な金銭の提供または著しく華やかな接待等を行わないこと。

- ②事業の実施における途上国政府関係者への対応に際しては、不正競争防止法第18条（外国公務員等に対する不正の利益の供与等の禁止）に抵触しないよう留意すること（不正競争防止法第18条の運用についても上記の経済産業省のホームページを参照）。
- ③併せて、上記政府関係者の我が国入国査証資格に関する出入国管理及び難民認定法等、本事業受入活動参加者の本邦滞在に関し適用される法令・規則についても十分理解し、違反しないように留意すること。

さらに、外務省及びJICAは、ODA事業における不正事案の発生を受け、ODA事業における不正腐敗事案の再発防止策を2014年10月に公表しました。下記ホームページ等で外務省及びJICAの不正腐敗防止策を十分理解し、不正情報に接した場合は、JICA又は外務省の不正腐敗情報相談窓口（※）に速やかに相談願います。

※JICA不正腐敗情報相談窓口

<https://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/index.php>

TEL: 03-5226-8850

FAX: 03-5226-6393

外務省不正腐敗情報相談窓口

<https://www3.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/fusei/>

TEL: 03-3580-3311（内線3556）

FAX: 03-5157-1861

●JICAの再発防止策の更なる強化（JICAホームページ）

https://www.jica.go.jp/information/info/2014/20141009_01.html

●外務省の再発防止策の更なる強化（外務省ホームページ）

http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/kaikaku/f_boshi/201410_kyouka.html

また、JICAではODA事業受注企業による不正腐敗防止の取組を更に促すため、不正腐敗の定義、不正腐敗防止のための制度、相手国政府・実施機関・企業が講じるべき取組等について解説したガイダンスを作成しております。このガイダンスは、関係者の不正腐敗に関する認識を深め、不正対策の徹底を求めるものですのでご確認願います。

●JICA不正腐敗防止ガイダンス

<https://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>

(6) 情報セキュリティの管理

本契約に関する以下の資料を JICA 民間連携事業部連携推進課にて配布します。配布を希望される方は、代表アドレス（minkanshien_os@jica.go.jp）宛に、タイトルに「配布依頼:情報セキュリティ関連資料」と記載してメールをお送りください。なお、以下の資料は、受注者を除き、プロポーザル提出辞退後もしくは審査結果（不採択）通知後に速やかに廃棄してください。（受領と共に右に同意いただいたものとしします。）

・独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程

・情報セキュリティ管理細則

(7) 業務主任者について

業務主任者には、業務全体を一貫として運営管理することが求められ、応募書類審査の際にも経験、能力等を評価の参考としております。応募書類提出締切後の交代は原則として不可とし、万が一人事異動等により契約締結後に交代が生じる場合には契約変更の手続きが必要となります。

(8) JICA の役割

事業の準備及び実施に際しては、事業実施国政府関係機関等へのアポイント取り付けや事業の説明、機材の調達や輸送手続き等は提案法人（及び外部人材）が主体的に実施する点を留意願います。JICA 及び JICA 在外事務所は、事業実施のモニタリング、実施方法に係る助言、必要に応じて適切なアポイント先の紹介、通関手続きや関連事業の情報提供等の側面支援を行います。

(9) 運営補助業者の配置

応募書類審査、事業開始から終了までの進捗監理と事業化に向けたご支援に際し、守秘義務を課した上で、JICA による事業運営を補助する外部委託業者を配置しています。従って、提案法人と JICA との面談への当該業者の同席や、提案法人への連絡・依頼・助言等について、当該業者を通じて行う機会が想定されますことをご了承ください。

第5 経費見積・支払

本事業は、提案法人と JICA との業務委託契約に基づき実施するものであり、提案法人が業務委託契約書上で規定した一連の業務を履行し、JICA はその対価として提案法人に対して契約金額を支払う形を取ります。つまり、提案法人が自ら行う事業に要した経費の一部を国や公共団体が補助する補助金制度とは、性格が異なることにご留意下さい。

なお、契約締結前に発生した経費は、本事業に関わる活動によるものであっても計上できませんのでご留意ください。

(1) 見積書の作成に当たって

本調査の直接費として計上が可能な費目の詳細については、別添「民間連携事業及び中小企業海外展開支援事業 経理処理（積算）ガイドライン」を参照してください。原則、応募書類提出時の見積額が、契約金額の上限となります。

(2) 起算日について

契約における各種基準額（直接人件費基準月額（上限）、日当・宿泊料基準額（上限）、内国旅費（上限）等）や、業務従事者（全業務従事者）及び外部人材の格付け等に係る年数等算出の起算日は本公示日とします。

(3) 契約履行期間外に発生した経費について

応募書類、見積書作成を含む準備段階等、契約締結前に提案法人が負担した費用については、いかなる理由であっても JICA は負担しません。同様に、契約履行期間終了後に発生する経費についても、JICA は負担致しません。

(4) 提案法人の人件費について

将来的な海外ビジネス展開が促進されるという本事業の性格を鑑み、提案法人に応分の負担を求める観点から、共同提案法人を含む提案法人（及び親子関係、その他の実質的支配関係にある法人・団体に所属する人材、補強を含む）の人件費を JICA は負担いたしません。

※外部人材として参画する業務従事者については、人件費の計上が可能です。

(5) 安全対策経費について

事業対象国、地域の治安状況により、採択後に安全対策に必要な経費（武装警官備上費用等）の計上をお願いすることがあります。

なお、当該経費を含めた契約金額が上限金額を越える場合は、例外的に許容することがあります。

(6) 前払金について

業務委託契約約款第 16 条に規定する前払金については、契約交渉における合意に基づき、同条に定める限度額の範囲内で、初年度における請求金額が調整されることがあります。

(別添資料)

別添：民間連携事業及び中小企業海外展開支援事業 経理処理（積算）ガイドライン

- 様式 1. 見積金額内訳書
- 様式 2. 見積金額内訳書明細
- 様式 3. 企画書
- 様式 4. 提案者情報
- 様式 5. 企画競争申込書
- 様式 6. 書類受領書
- 様式 7. 質問書

- 参考資料 1. 審査基準
- 参考資料 2. 契約書雛型
- 参考資料 3. 協議議事録雛型
- FAQ（よくあるご質問と回答）